

諮問番号：令和3年度高行審諮問第1号

答申番号：令和3年度高行審答申第1号

答申書

第1 審査会の結論

高知市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条（費用の徴収）適用及び同条による徴収金納付命令に関する処分に対する審査請求は、理由がないから、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

(1) 請求の要旨

高知市福祉事務所長が行った平成31年3月1日付けの審査請求人に対する生活保護法第78条（費用の徴収）適用及び同法同条による徴収金納付命令処分（30高福管第5295号及び30高福管第5296号）を取り消すとの裁決を求める。

(2) 主張

審査請求人は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において以下の点により処分庁が行った処分は違法・不当であると主張している。

ア 生活保護法第78条第1項の規定は、不実の申請その他の不正な手段により保護を受けたと認められる場合に適用されるものであり、収入の申告をしなかったことが生活保護制度の悪用と評価できる場合にのみ適用されるべきである。

イ 審査請求人は、平成27年にうつ病を発症し、その治療を始めてからは病院への入退院を繰り返している状態であり、平成28年4月1日には障害等級が3級の記載のある精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。平成30年4月頃に処分庁から指導されるまで入院給付金及び母親からの仕送りが申告を要する収入に該当することを知らなかったと発言していることから、審査請求人は、処分庁から収入の申告の必要性について指導を受けたとしても、常時指導の内容を理解できない、又は指導の内容を記憶し続けることができない精神状態にあったのであり、本件処分に係る収入の未申告に関して、保護費を不正に受給する意図はなかった。よって、本件処分に関して法第78条を適用することは違法である。

ウ 法第78条第1項に基づく保護費の返還請求権は、法が特別に定めた公法上の返還請求権であると解され（仙台地裁平成16年（行ウ）第4号平成17年6月30日第三民事部判決参照）、2年を経過したときは時効により消滅す

るのであるから、平成 27 年 2 月 9 日及び同年 12 月 7 日に受領した入院給付金その他母親からの仕送り等の一部のうち時効の到来したものについては、返還の請求をすることはできない。

2 処分庁の主張

処分庁は、以下の点により、本件処分は違法又は不当に行ったものではないと主張している。

(1) 審査請求人は、保護の開始に際して交付する生活保護のしおりにより、処分庁から収入の申告の必要性についての説明を受けており、生活保護法第 61 条に基づく収入申告についての確認書において「不正しようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は、「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合がある」ことを確認し、当該確認書に署名押印している。また、保護の開始後についても、家庭訪問、来庁等の際に、処分庁から再三収入の申告の必要性について指導を行っており、一部の収入については収入の申告を行っていることから、その必要性を理解していたと判断する。

(2) 審査請求人は、障害等級が 3 級の記載のある精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること等、処分庁から収入の申告の必要性について指導を受けたとしても、常時指導の内容を理解できない、又は指導の内容を記憶し続けることができない精神状態にあったと主張している。

この点、審査請求人は、平成 29 年 4 月 24 日付けで行った本件処分と同様の処分に際して処分庁が行った聞き取りに対して、当初は収入がないと回答していたが、通帳の提示を求めたところ収入があることを認めたこと、一部の収入については収入の申告を行っていること、本件処分に際して処分庁が行った聞き取りに対して、「収入の申告を忘れていた」等と回答していること等から、常時指導の内容を理解できない、又は指導の内容を記憶し続けることができない精神状態にあったとは判断できず、不正に保護費を受給する意図があったと判断する。

(3) 法第 78 条第 1 項に基づく保護費の返還請求権は、法に時効に関する定めがないため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 236 条の規定が適用され、消滅時効は 5 年である。

3 審査庁の判断

審査請求人の主張のうち、審査請求人が旧処分の日までの間に得た母親からの仕送り 295,000 円に係る部分は理由があると認めるが、その余の部分については理由がないと認められる。

第 3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求のうち、審査請求人が旧処分の日までの間に得た母親からの仕送

り 295,000 円に係る部分は、理由があるから、行政不服審査法第 46 条第 1 項の規定により認容されるべきであり、その余の部分は、理由がないから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきである。

2 本件処分に係る法令等の規定

- (1) 法第 4 条第 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定している。
- (2) 法第 25 条第 2 項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査すると規定している。
- (3) 法第 29 条第 1 項第 1 号は、保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況につき、関係人に、報告を求めることができると規定している。
- (4) 法第 61 条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないと規定している。
- (5) 法第 63 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定している。
- (6) 法第 78 条第 1 項は、不実の申請その他の不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができると規定している。
- (7) 高知市福祉事務所長に対する事務委任規則（平成 20 年規則第 92 号）第 2 条第 17 号は、市長の権限に属する法第 78 条第 1 項の規定による不実の申請その他の不正な手段により、保護を受け、又は受けさせた者からの費用の額等の徴収に関する事務を福祉事務所長に委任することを規定している。
- (8) 地方自治法第 236 条第 1 項本文は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5 年間これを行わないときは、時効により消滅すると規定している。

3 認定事実

- (1) 審査請求人は、平成 26 年 12 月 10 日、平成 27 年 5 月 22 日、同年 11 月 6 日、同年 12 月 17 日、平成 28 年 9 月 21 日、平成 29 年 3 月 6 日及び同年 9 月 14 日

に、収入の申告の必要性について処分庁から説明を受けた。また、これらの日のうち平成 27 年 5 月 22 日、同年 11 月 6 日、同年 12 月 17 日、平成 28 年 9 月 21 日、平成 29 年 3 月 6 日及び同年 9 月 14 日には、加えて入院給付金に係る収入の有無について処分庁から聞取りを受けており、それらに対して入院給付金に係る収入はなかった旨の回答をした。

- (2) 処分庁は、平成 27 年 1 月 13 日付けで、審査請求人に対し、入院給付金を受領した場合は、法第 63 条の規定により費用返還義務が生じる旨及び処分庁に受領の事実を申告すべき旨の通知書を送付し、審査請求人は、平成 27 年 1 月 17 日にこれを受領した。
- (3) 審査請求人は、平成 29 年 3 月 8 日には入院給付金 228,000 円についての、同年 10 月 18 日には母親からの仕送り 35,000 円についての収入の申告を行った。
- (4) 審査請求人は、平成 27 年 2 月 9 日から平成 31 年 2 月 28 日までの間に、本件処分に係る収入として、入院給付金及び母親からの仕送りの入金（以下「本件入金」という。）により、1,004,166 円を得た。
- (5) 審査請求人は、収入があったにもかかわらず処分庁への申告を怠ったことを理由として、処分庁が審査請求人に支弁した費用 228,000 円について、平成 29 年 4 月 24 日付けで、法第 78 条（費用の徴収）適用及び同条による徴収金納付命令に関する処分（以下「旧処分」という。）を受けているが、旧処分前に処分庁が行った聞取りに対して、当初は収入がないと回答していたが、通帳の提示を求められたところ収入があることを認めた。
- (6) 審査請求人は、本件処分に係る収入の未申告について、平成 30 年 5 月 28 日に処分庁が行った聞取りに対して、以下のように回答した。
 - ア 入院給付金については、収入の申告を忘れていた。
 - イ 母親からの仕送りについては、収入の申告の必要性を理解していなかった。
 - ウ 預金口座からの引出し、引落とし等の際に預金残高が不足する場合に不足額について自動的に借入れを行う自動融資については、借入れとは認識しておらず、収入の申告の必要性を理解していなかった。
- (7) 処分庁は、平成 31 年 3 月 1 日付けで、本件処分を行った。

4 審理員の判断

本件審査請求の争点は、本件処分が法令の規定に沿って適正に行われ、違法又は不当な点はないかということにあるので、以下判断する。

- (1) 審査請求人は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」（法第 78 条第 1 項）たといえるか。

法第 25 条第 2 項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査すると規定しているが、当該調査のみをもってしては、被保護者の生活状態を正確に把握することが困難であり、保護の円滑かつ適正な実施に支障を来すこと

があり得ることから、法第 61 条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないと規定しているものと解される。

このような法の趣旨に照らせば、法第 78 条第 1 項の「不実の申請その他不正な手段」は、積極的に虚構の事実を申告することはもちろん、消極的に申告義務がある事実を認識しながらその申告をしないことも含むものと解するのが相当である。

ア 申告義務の有無について

上述のとおり、法第 78 条第 1 項の「不実の申請その他不正な手段」には、消極的に申告義務がある事実を認識しながらその申告をしないことも含むものとしたとして、審査請求人が、本件入金を収入として、処分庁に対し申告すべき義務を負っていたといえるか。

この点、特定の個人名義の預貯金口座にされた入金は、その個人に宛ててされたものであり、その個人がこれを自らの資産として活用し得るのが通常であるから、これに反する特段の事情がない限り、当該入金は、その個人の収入に当たると解するのが相当である。

そうすると、本件入金は審査請求人名義の預金口座にされているのであるから、本件入金に係る金員が審査請求人の資産に当たらないと評価すべき特段の事情のない限り、審査請求人の収入に当たり、審査請求人は、法第 61 条の規定に基づき、これを処分庁に対して申告すべき義務を負うものというべきである。

これを本件についてみると、本件入金は入院を原因とする入院給付金の支払及び母親からの仕送りによるものであるが、本件入金がされることにより、被保護者である審査請求人の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産が増加していることは明らかであるから、保護の補足性(法第 4 条第 1 項)の観点から、これを収入として取り扱わないことは妥当ではなく、収入として申告すべき義務を負うものというべきである。

以上によれば、本件入金は、審査請求人の収入に当たり、審査請求人は、処分庁に対し、これを申告すべき義務を負っていたものというべきである。

イ 不実の申請その他不正な手段の該当性について

審査請求人は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」（法第 78 条第 1 項）たといえるか。

上述のとおり、法第 78 条第 1 項の「不実の申請その他不正な手段」は、積極的に虚構の事実を申告することはもちろん、消極的に申告義務がある事実を認識しながらその申告をしないことも含むものと解すべきである。

審査請求人は、上記認定事実のとおり、障害等級が 3 級の記載のある精神

障害者保健福祉手帳の交付を受けているが、精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知）によると、その状態は、「金銭管理や計画的で適切な買物はおおむねできるがなお援助を必要とする」とされている。

この点、審査請求人は、審査請求人は常時指導の内容を理解できない、又は指導の内容を記憶し続けることができない状態であったと主張している。しかし、上記認定事実より、旧処分を受けた際に処分庁が行った聞取りに対して、当初は収入がないと回答していたが、通帳の提示を求めたところ収入があることを認めたこと、及び本件処分に際して処分庁が行った聞取りに対して、「収入の申告を忘れていた」等と回答していることから、少なくとも指導の内容を理解することができたと判断する。

このことを前提として、以下のとおりそれぞれの収入について検討する。

(ア) 入院給付金について

上記認定事実のとおり、審査請求人が、処分庁から、入院給付金を受領した場合は法第63条の規定により費用返還義務が生じる旨及び処分庁に受領の事実を申告すべき旨の通知を受けたこと、及び複数回にわたり入院給付金の受領の有無についての聞取りを受けていたことからすると、審査請求人は、本件入金を処分庁に対し申告すべき義務があることを認識していたと認められる。にもかかわらず、審査請求人は、本件入金があった後もこれを申告することなく、処分庁の職員の聞取りに対して、入院給付金の受領はないとする旨の事実と異なる回答をしたのであるから、消極的に申告義務がある事実を認識しながらその申告をしなかったことに加え、積極的に虚構の事実を申告したものと認められる。

(イ) 母親からの仕送りについて

上記認定事実のとおり、審査請求人は、複数回にわたり収入の申告の必要性について処分庁から説明を受けており、それに際して行われた収入の有無の聞取りに関しても収入はなかった旨の回答をしている。また、収入のうち一部のものについては収入の申告を行っている。しかし、処分庁が行った説明及び聞取りの内容は入院給付金についてのものであり、審査請求人が行った母親からの仕送りについての収入の申告は旧処分の日以降に行われたものである。

このことから、審査請求人が収入の申告の必要性を認識していたとは認められるものの、少なくとも旧処分の日までの間は、母親からの仕送りについてはその必要性を具体的に認識していたと認めるに足りる確な証拠はない。

したがって、本件処分のうち、審査請求人が旧処分の日までの間に得た母親からの仕送り295,000円に係る部分については、「不実の申請その他

不正な手段により保護を受け」（法第 78 条第 1 項）とまではいえず，違法であるといえ，その余の部分については，「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」（法第 78 条第 1 項）たといえ，適法であるといえる。

- (2) 本件処分に係る返還請求権の時効は，2 年であるか。

本件処分は，法第 78 条第 1 項に基づく保護費の返還請求であるが，地方自治法第 236 条第 1 項本文は，金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は，時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか，5 年間これを行わないときは，時効により消滅すると規定している。

この点，法には保護費の返還請求に係る時効に関しての定めはなく，法第 78 条第 1 項に基づく保護費の返還請求には地方自治法第 236 条第 1 項本文の規定が適用され，本件処分に係る返還請求権の時効は 5 年である。

第 4 調査審議の経過

当審査会における調査審議の経過は次のとおりである。

令和 3 年 6 月 25 日	諮問書の受理
令和 3 年 10 月 15 日	第 1 回審議
令和 3 年 10 月 25 日	処分庁及び審査庁に対し調査を実施
令和 3 年 11 月 29 日	処分庁から上記調査に対する回答書を受領
令和 3 年 12 月 2 日	審査庁から上記調査に対する回答書を受領
令和 3 年 12 月 9 日	第 2 回審議
令和 3 年 12 月 20 日	審査請求人に対し調査を実施
令和 4 年 2 月 14 日	第 3 回審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求に係る審理手続について

当審査会に提出された諮問書の添付書類等によれば，本件審査請求に関する審査庁及び審理員の審理の経過は次のとおりである。

- (1) 審査請求人は，平成 31 年 3 月 25 日付けで，審査庁に対し，本件処分の取消しを求める審査請求をした。
- (2) 審査庁は，平成 31 年 4 月 10 日付けで，本件審査請求を担当する審理員として，総務部副部長を指名した。
- (3) 審理員は，処分庁に対して弁明書の求めを行い，処分庁は，令和元年 5 月 8 日付けで，審理員に対し弁明書を提出した。
- (4) 審理員は，審査請求人に対して弁明書の写しを送付し，審査請求人は，令和元年 5 月 22 日付けで，審理員に対し質問書を提出した。
- (5) 審理員は，処分庁に対して質問書の写しを送付するとともに回答書の求めを行い，処分庁は，令和元年 6 月 7 日付けで，審理員に対して回答書及び関係書類を提出した。
- (6) 審理員は，審査請求人に対し，回答書及び関係書類の写しを送付するとともに反論・意見の求めを行い，審査請求人は，令和元年 8 月 16 日付けで審理員に対し反論書を提出した。
- (7) 審理員は，処分庁に対して反論書の写しを送付するとともに，再弁明書の求

めを行った。

- (8) 処分庁は、平令和元年 9 月 18 日付けで、審理員に対し再弁明書を提出した。
- (9) 審理員は、審査請求人に対し、再弁明書の写しを送付するとともに再反論書の求めを行った。
- (10) 審査請求人は、令和元年 10 月 28 日付けで、審理員に対し証拠物を提出した。
- (11) 審理員は、処分庁に対し物件の求めを行い、処分庁は令和 2 年 11 月 18 日付けで、審理員に対し、書類等の物件を提出した。
- (12) 審査庁は、本件審査請求を担当する新たな審理員として、総務部副部長を指名した。
- (13) 審理員は、令和 3 年 5 月 20 日付けで、審査庁に対して審理員意見書及び事件記録を提出した。
- (14) 審査庁は、令和 3 年 6 月 24 日付けで、本審査会に対して諮問を行った。

以上のとおり、本件審査請求に係る審査庁及び審理員の審理手続については、行政不服審査法の規定に従い適正な審理手続が行われたものと認められる。

2 当審査会における調査の実施について

当審査会は、行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 74 条の規定により、処分庁に対し、①審査請求人が処分庁に対し提出した平成 26 年 12 月 10 日生活保護受給開始時から本件処分に至るまでの収入申告書一式、審査庁に対し、②審理員意見書中の 3 イ(イ)の判断について、本件処分に係る違法又は不当であるかの判断の起点を旧処分の日とした補足意見及び根拠資料、また、審査請求人に対し、③審査請求人が、常時指導の内容を理解できないか、あるいは指導内容を記憶し続けることができない精神状態下にあったことを主張する書面及び根拠資料の提出を求めた。

調査の結果、①について、平成 27 年 12 月 17 日付け平成 27 年 12 月分収入申告書にはその他収入として敷金の返還 14,500 円、平成 29 年 3 月 8 日付け収入申告書にはその他収入として入院給付金 228,000 円、平成 29 年 4 月 12 日付け平成 29 年 3 月分及び 4 月分収入申告書には就労収入として 60,025 円、平成 29 年 10 月 18 日付け平成 29 年 9 月分収入申告書には、仕送りによる収入 25,000 円、平成 29 年 10 月 18 日付け平成 29 年 10 月分収入申告書には仕送りによる収入 10,000 円及びその他の収入として還付金 16,949 円の記載があり、平成 27 年 8 月 1 日付け平成 26 年度分収入申告書及び平成 28 年 6 月 12 日付け平成 27 年度収入申告書には収入無しの記載があることを確認した。

3 本件審査請求の争点について

当審査会においては、本件審査請求における争点として、審査請求人は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」(法第 78 条第 1 項)たといえるか(争点 1)、本件処分に係る返還請求権の時効は 2 年であるかについて(争点 2)、について検討する。

- (1) 争点 1 「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」(法第 78 条第 1 項)たといえるか
 - ア 法第 61 条の規定に基づき申告すべき収入について
 - (ア) 法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要

件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活の需要を満たすのに十分であって、且つ、これを超えないものでなければならない（法第4条第1項及び第8条）。そして、法第25条第2項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査すると規定しているが、当該調査のみをもってしては、被保護者の生活状態を正確に把握することが困難であり、保護の円滑かつ適正な実施に支障を来すことがあり得ることから、法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定し、被保護者に収入変動に係る届出の義務を課している。

この点、特定の個人名義の預貯金口座に入金された金員は、その個人に宛ててされたものであり、その個人は当該入金に係る金員を自らの資産として活用し得るのが通常である。そのため、個人名義の預貯金口座への入金は、当該金員がその者の資産には当たらないと評価すべき事情がない限り、当該金員はその個人の収入に当たるといえ、その個人は、法第61条の規定に基づき、当該入金された金員について処分庁に申告すべき義務を負うと解すべきである。

- (イ) 以上のことを踏まえ、本件についてみると、審査請求人が平成27年2月9日から平成31年2月28日までの間に本件処分に係る収入として得た本件入金は入院給付金及び母親からの仕送りの入金によるものであるが、本件入金は審査請求人の個人名義の預金口座に入金されたものであり、当該入金がされることにより、被保護者である審査請求人の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産が増加していることは明らかである。また、当該金員が審査請求人の資産に当たらないと評価すべき事情も見当たらないことから、保護の補足性（法第4条第1項）、基準及び程度の原則（法第8条）の観点から、これを収入として取り扱わないことは妥当ではなく収入として申告すべき義務を負うものというべきである。
- (ウ) よって、本件入金は、法第61条の規定に基づき、処分庁に申告すべき収入に当たり、審査請求人は処分庁に対し申告すべき義務を負っていたものといえる。

イ 不実の申請その他の不正な手段の該当性について

- (ア) 法第78条第1項においては、「不実の申請その他の不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県または市町村長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収する（中略）ことができる」と規定されている。

この点、（生活保護行政を適正に運営するための手引き（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知））によると、法第78条第1項にいう「不実の申請その他の不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することとも含まれる。

- (イ) さらに、法第78条を適用する際の基準について、「生活保護費の費用返

還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」によると、①保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき、②届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき、③届出又は申告に当たり特段の作為を加えていない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき、④課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき、と例示しており、さらに、法第 78 条の適用に当たって最も留意すべき点は、被保護者等に不当又は不正に受給しようとする意思があったことについての立証の可否であり、法第 78 条の適用を厳格に実施するためにも、収入申告の義務の説明をしたこと及びその内容を理解していることを、保護の実施機関と被保護者との間で明確にする必要がある。よって、「生活保護法第 61 条に基づく収入の申告について（確認）」の様式を用いて、保護の実施機関が当該被保護世帯に対し、収入申告の必要性及び義務について説明を行ったことや当該被保護者がその説明（収入に変動があった場合、速やかに保護の実施機関に申告することや申告等を怠った場合は、法第 78 条の適用を受け全額費用徴収されること等）を理解したことを保護の実施機関と被保護者世帯とで共有し明確にすること、とされている。

- (ウ) 以上のことを踏まえ、本件についてみると、審査請求人は、生活保護開始決定後の平成 26 年 12 月 26 日に処分庁の担当職員から生活保護制度及び生活保護受給中における収入申告の義務等に関する説明を受け、「生活保護のしおり」及び「生活保護法第 61 条に基づく収入申告についての確認書」に署名押印している。なお、生活保護のしおりには、収入には仕送りも含まれること、生活保護法第 61 条に基づく収入申告についての確認書には「生活保護法第 61 条に基づき、自分の世帯の収入について、福祉事務所長に申告する義務があること。」「不正しようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は、「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること」等が記載されている。
- (エ) 処分庁は審査請求人に対し、入院給付金等を受領した場合の費用返還義務等が記載された「平成 27 年 1 月 13 日付け 26 高福管第 5846 号生活保護法第 63 条による費用返還義務について（通知）」を送付し、審査請求人は平成 27 年 1 月 17 日にこれを受領している。
- (オ) 審査請求人は、平成 26 年 12 月 10 日、平成 27 年 5 月 22 日、同年 11 月 6 日、同年 12 月 17 日、平成 28 年 9 月 21 日、平成 29 年 3 月 6 日及び同年 9 月 14 日に、収入の申告の必要性について処分庁の担当職員から説明を受け、これらの日のうち平成 27 年 5 月 22 日、同年 11 月 6 日、同年 12 月 17 日、平成 28 年 9 月 21 日、平成 29 年 3 月 6 日及び同年 9 月 14 日には、加えて入院給付金に係る収入の有無について処分庁から聞取りを受けており、それらに対して、実際は平成 28 年 4 月 15 日に 128,000 円、同年 9 月 14 日に 100,000 円を受領しているにもかかわらず、入院給付金に係る収入はなかった旨の回答をした。また、審査請求人が処分庁に対し提出した、平成 27 年 8 月 1 日付け平成 26 年度分収入申告書及び平成 28 年 6 月 12 日付け

平成 27 年度収入申告書には収入無しと記載されている。

- (カ) 審査請求人は、平成 28 年 4 月 1 日に精神障害者福祉手帳（障害等級 3 級）の交付を受けており、常時指導の内容を理解できない、又は、指導の内容を記憶し続けることができない状態であったと主張しているが、かかる精神状態であったことを明らかにすることのできる診断書等は審査請求人から提出されていない。そして、第 5 審査会の判断の理由 2 に記載のとおり、平成 27 年 8 月 1 日以降、審査請求人は処分庁に対し、随時収入申告書を提出していることから、審査請求人は指導の内容を理解し、全ての収入について申告の必要性を認識した上で、収入申告書を提出していると判断できる。

さらに、提出物件中ケース記録にも、審査請求人の記憶力が著しく低下しており記憶し続けることができない状態であることをうかがわせる事情は何ら記載されていないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

- (キ) これらのことから、審査請求人は、複数回にわたり処分庁から、口頭及び書面により収入申告の義務について説明を受け、その内容を理解し、本件入金を処分庁に対し申告すべき義務があることを認識していたと認められるにもかかわらず、本件入金後もこれを申告することなく、また、処分庁の職員の聴き取りに対して、入院給付金の受領はない等とする旨の事実と異なる回答をしたのであるから、法第 78 条の条項を適用する際の判断基準である「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」にあるように、「①保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき、及び④課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」に該当し、消極的に申告義務がある事実を認識しながらその申告をしなかったことに加え、積極的に虚構の事実を申告したものと認められる。

- (ク) よって、本件各処分における法第 78 条の適用に係る処分庁の判断は妥当である。

ウ 費用徴収額の妥当性について

- (ア) 本件処分に係る費用徴収額が妥当か否かについて検討する。

- (イ) 処分庁は、本件処分において費用徴収額を決定するに当たり、本件入金のうち、平成 29 年 9 月及び 10 月分の母親からの仕送り 35,000 円については平成 29 年 10 月 18 日付けで収入申告書の提出があったため合計額から控除している。

- (ウ) 審査請求人は平成 28 年 4 月 15 日に母親のために 40,000 円を入金しており、母親からの仕送りは借入金であり、かかる借入金が収入に当たり申告が必要であることを理解していなかった等と主張しているが、審査請求人は平成 27 年 11 月 9 日から母親からの仕送りを受領して以降、母親への入金の記録はこの 1 件のみであるから、母親からの仕送りが、期限を決めて返済が約束されていたものであるとは認められない。そして、生活保護のしおりには、仕送りが収入に当たることが明記されており、毎月提出する収入申告書にも、「3 仕送りによる収入」欄が設けられている。

また、審査請求人は、母親からの入金を借入金であると主張しているが、平成29年10月18日には、母親からの入金35,000円を仕送りとして収入申告している。

さらに、第5審査会の判断の理由3(1)イ(カ)に記載のとおり、審査請求人の精神状態が、指導内容を理解できず、あるいはすぐに忘れてしまうものとは認められないことからすれば、仕送りについて申告の必要があることを、審査請求人は理解していたと認められる。

(エ) これらのことから、前述のとおり、審査請求人が本件処分に係る収入として得た本件入金により、被保護者である審査請求人の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産が増加していることは明らかであり、保護の補足性（法第4条第1項）、基準及び程度の原則（法第8条）の観点から、これを収入として取り扱わないことは妥当ではなく収入として申告すべき義務を負うものというべきであり、審査請求人は本件入金を処分庁に対し申告すべき義務があると認識していたと認められるにもかかわらず、本件入金があった後もこれを申告することなく、処分庁の職員の聞取りに対して、入院給付金の受領はないとする旨の事実と異なる回答をしたのであるから、消極的に申告義務がある事実を認識しながらその申告をしなかったことに加え、積極的に虚構の事実を申告したものと認められる。

(オ) よって、処分庁が決定した本件処分に係る費用徴収額は妥当な判断であると言える。

(2) 争点2 本件処分に係る返還請求権の時効は2年であるかについて

本件処分は、法第78条第1項に基づく保護費の返還請求であるが、地方自治法第236条第1項本文は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行わないときは、時効により消滅すると規定している。

この点、法には保護費の返還請求に係る時効に関しての定めはなく、法第78条第1項に基づく保護費の返還請求には地方自治法第236条第1項本文の規定が適用され、本件処分に係る返還請求権の時効は5年であると言える。

(3) 結論

以上のとおりであるから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、「第1審査会の結論」に記載のとおり、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 調査審議を行った合議体の委員氏名

審査長	高林	藍子
委員	岡田	健一郎
委員	佐竹	真紀
委員	林	良太
委員	山中	尊滋